

令和8年第3回農業委員会総会議事録

令和8年3月17日（火）第3回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 14人

会長 18番 仲田清志	会長職務代理者 1番 神山順一	
2番 赤井勝利	4番 西村勉	
5番 奥津賢司	6番 平利一	7番 奥津忠和
8番 倉脇敏弥	9番 井藤孝久	10番 宮本武博
	12番 小川広文	13番 山田條一
14番 森立夫	15番 安達利延	

推進委員 9人

1番 谷岡貴寿	2番 兒玉公治	3番 泉登
4番 溝尾美恵子	5番 三輪金樹	6番 妹尾良和
7番 後藤保夫	8番 大原砂利	9番 逸見則夫

欠席委員 5人

3番 小田正廣	11番 藤川雅	16番 信谷昌吾
17番 藤本彰	10番 妹尾元弘	

議事 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第12号 農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について

報告事項 農地法施行規則第29条の届について
法務局照会について
農地転用期間変更届について
利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	小寺 俊一
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

真治主任	只今から、新見市農業委員会第3回総会を開催いたします。本日の出席は23名です。欠席は、3番小田委員、11番藤川委員、16番信谷委員、17番藤本委員、推進委員10妹尾委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	改めまして、おはようございます。本日も、スムーズな議事進行にご協力を、よろしくお願い致します。
真治主任	ありがとうございました。それではここからの進行は、会長よろしくお願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、1番神山委員、2番赤井委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が4件ございました。現地確認を4件とも3月6日に行っております。 それでは、1番でございます。場所は哲西町畑木、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近隣を耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。

	<p>方向へ400m入った場所へあります。既に譲受人が耕作され綺麗にしております。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。次に、3番お願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、3番でございます。場所は哲多町荻尾、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物はリンドウ、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近隣を耕作管理している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番井藤委員。</p>
<p>井藤委員</p>	<p>9番井藤です。3月8日、小川委員、安達委員、逸見推進委員と私の4名で現地確認しました。場所は、県道新見井倉哲西線●●●●●●より●●●●●●方面へ200m行ったところでした。昨年12月に3条申請がありましたその追加申請です。問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。次に、4番お願いします。

真治主任

次に、4番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は高齢で耕作が難しいため、申請地近隣を耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。推進委員8番。

大原委員

推進8番大原です。担当がお休みなので代わりに説明します。3月7日に仲田会長、信谷委員、私の3名で現地確認しました。場所は、●●●●から●●方面へ1キロ行ったところの線路脇にありました。周辺を作られているので、問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に第5条の申請につきまして、1件申請がございました。現地確認を3月6日に行っております。

それでは、1番でございます。場所は、大佐小阪部、現況地目は畑1筆で、転用目的は貯水槽設置です。転用理由ですが、工場に設置している貯水槽が老朽化し更新が必要なため、工場の敷地に隣接している申請地に、地上式貯水槽を設置したいものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和8年4月1日から1年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、土地造成費、建設費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。

宮本委員

10番宮本です。3月9日に山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。場所は、●●●●●●の線路向にあります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第11号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、5条の議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第12号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、今回、新規の貸付けが1件出ています。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を充たすと考えます。 1番哲西町矢田、畑3筆3年間の使用貸借。と出ております。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。
奥津(忠)委員	7番奥津です。確認は3月12日、奥津委員、妹尾推進委員と私で行いました。場所は、●●●から●●を●●方面に300m行ったところ左に400m進んだ右手にありました。現状は田でした。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第12号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	再設定が2番から18番までの17件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。

地区委員	「ありません。」
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第12号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地法施行規則第29条の届出が1件ございました。現地確認を3月6日に行っております。</p> <p>それでは1番でございます。場所は足見、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は農道設置で、申請理由でございますが、農耕用機具等の運搬を容易にするため、農道を整備したいもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日です。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。1番神山委員。
神山委員	1番神山です。確認日3月16日、藤川委員、藤本委員、妹尾推進委員と確認しております。場所は、●●●●●●から南西へ200m行った●●地域の中にあります。周辺は茅畑になっており農道を付けて管理しやすいようにするためです。問題ないと思います。
会 長	続きまして、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	<p>法務局照会につきまして、今回2件ございました。現地確認を2件とも2月9日に行っております。</p> <p>それでは、1番ですが、場所は哲西町畑木、登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。</p>

	次に2番でございます。場所は哲多町大野、登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は昭和24年から宅地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。1番より順次願います。
奥津(賢)委員	5番奥津です。2月13日に確認しました。場所は、3条の1番で説明しました所の裏手にありました。原野でした。
小川委員	12番小川です。現地確認を2月14日に逸見推進委員、安達委員、井藤委員、私の4名でしております。場所は、哲多町大野の●●地区の1番奥にあります。先月3条申請がありました、その隣地です。古い母屋と納屋が建ってありました。非農地と回答しております。
会 長	次に農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地転用期間変更届について、1件出ております。下熊谷地内、農地法第5条による田1筆。変更理由、NEXCOの工事が数量増加に伴い延長になったためということで、期間延長の届が出ております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば願います。
赤井委員	2番赤井です。確認を3月8日。場所は、下熊谷地内、縦貫橋梁工事のために資材置場にしているものです。工事がまだ完了しないので延期となりました。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	利用権設定中途解約合意書が1件でております。場所は、哲西町八鳥地内、田2筆、借主への売買のため解約理由です。さきほど3条に挙がったものです。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば願います。
奥津(忠)委員	7番奥津です。3条で、出たものです。

会 長	続きますして、日程 3 協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
真治主任	令和 8 年度の最適化活動の目標設定等について説明。 この最適化活動の目標設定で、来年度行ってもよろしいでしょうか。
全 員	「よろしい。」
会 長	続きますして、その他ですが事務局からなにかありましたらお願いします。
真治主任	1 月 2 7 日、2 8 日の視察研修の費用弁償について。 配布物について (2 0 2 6 年の活動記録簿・吉備中央町で行われた研修の追加資料)
	次回の総会ですが、4 月 1 7 日金曜日、午後 3 時 3 0 分から南庁舎 1 階 1 C 会議室で開催します。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)
	<u>(閉会時刻 午前 1 0 時 0 7 分)</u>

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____